

令和元年度
第2回和歌山県森林審議会
議 事 録

日時：令和2年1月16日（木）13：30～15：00
場所：和歌山県庁北別館2階大会議室

令和元年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和2年1月16日（木）13：30～15：00

場所：和歌山県庁 北別館 2階 大会議室

【開 会】

小川副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の 西山 久雄 からご挨拶申し上げます。

森林・林業局長

森林・林業局長の西山でございます。

森林審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、森林審議会の開催にあたり、委員の皆様方には、ご多忙な中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、昨年は、全国各地で7月から10月にかけて台風等の豪雨により、多くの災害が発生しました。

本県の農林水産業関係の被害の状況につきましては、8月の台風10号、10月の台風19号によりまして、約13億円の被害が発生しています。

このような甚大な被害を受け、県と致しましては関係市町村等と連携し、補助金や融資制度等を活用するなどし、早期の復旧に取り組んでいるところでございます。

委員の皆様もご存じのとおり、昨年の4月から「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが経営管理できない森林は市町村が委託を受け、林業経営に適したところは、意欲と能力

森林・林業局
長

のある経営者に再委託され、林業経営に適さないところは市町村で管理するという「新たな森林管理システム」がスタートしてございます。

県では円滑な事業実施に向けた市町村への支援としまして、市町村職員等に対する実務研修を、これまでに6回開催し、延べ128名の方に受講をいただくとともに、事業の進め方等を助言します市町村の巡回につきましては、6巡回の予定のうち、これまでに5巡回を行ったところです。

さらに、来る2月12日には、上富田文化会館におきまして、「森林経営管理制度及び森林環境譲与税」をテーマとした講演会を林野庁から講師をお招きし開催することとしています。

また、林業の担い手の確保が喫緊の課題となっているため、県では東京や大阪の都市部において林業体感セミナーを実施するなど紀州林業の魅力を発信し、新規林業就業者の確保を図っていくこととしており、これまでに東京で2回、大阪で1回の林業体感セミナーを開催したところで、来る2月8日には大阪でもう1回開催する予定です。

さらに、林業の成長産業化を進めるため、再造林や保育作業の省力化や機械化・ICT化の研修会を開催するとともに、都市部での紀州材の販路拡大にも取り組んでいるところです。

いずれにしましても、県と致しましては、市町村と連携し、森林の適切な管理と林業の成長産業化に取り組んで参りたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い致します。

本日の森林審議会では、地域森林計画の一部変更に係る事項について、ご審議いただくこととしております。

また、併せて、令和元年度「森林経営管理法」等に関する取組について、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。

なお、■■■■ 委員、

■■■■ 委員、
■■■■ 委員、
■■■■ 委員、
■■■■ 委員

におかれましては、本日所用のためご欠席
でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の 泉 清久 です。

林業振興課 計画班長の 森川 直博 です。

次に、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・ 配布資料一覧
- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 和歌山県森林審議会関係法令等
- ・ 審議事項－1としまして「地域森林計画の一部変更につい

て」

・ 参考－1としまして「令和元年度「森林経営管理法」等に
関する取組について」

でございます。

資料に不足等はございませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」とされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「(1) 地域森林計画の一部変更について」

「(2) その他(令和元年度「森林経営管理法」等に関する取組について)」 となっております。

それではこれより、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、 会長にお願い致します。

 会長、よろしくお願い致します。

■■■■ 会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました ■■■■ でございます。
これより議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い
いたします。

議 長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■■ 委員と ■■■■ 委員にお願いします。

議 長

【議事1】

続きまして、審議事項「(1) 地域森林計画の一部変更について」に移ります。

それでは、当局から説明をお願いします。

林業振興課長

林業振興課長の泉です。

よろしくお願いします。

今回ご審議いただきます地域森林計画の一部変更について、概要を説明させていただきます。

まず、地域森林計画とは、森林法の第5条に基づいて県が策定しているものでございます。

この計画で定められるものとしましては、民有林の計画対象森林の区域や、森林の整備と保全に関する基本的な事項、保安林の整備に関する事項、林道の開設や拡張などに関する事項などとなっております。

計画期間は10年を1期としまして、5年ごとに計画の全体的な見直しを行うものとされています。また、森林の現況などに変動が生じた場合や必要と認められる場合には、その都度変更をすることが可能となっております。

本日は、紀北、紀中、紀南の3つの地域について一部変更を行う必要が生じたため、ご審議いただくことになりました。

なお、変更する3つの地域の計画の変更項目は、計画対象の森林区域面積の増減や林道の開設計画等の変更、また要整備森林の指定となっております。

変更内容の詳細につきましては、担当班長の森川に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

林業振興課
計画班長

計画班長の森川でございます。

ご説明させていただきます。

それでは、紀北、紀中、紀南3地域の森林計画の一部変更について、説明資料をもとにご説明させていただきます。

まず最初に、森林計画制度を簡単にご説明させていただきます。

長期的な視点に立って、森林の取り扱いを計画的かつ適切に行う観点から、森林法により森林計画制度が設けられ、国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて森林の取り扱いを定めることになってございます。

その森林計画制度の体系ですが、資料の1ページにありますように、政府が、森林・林業基本法に基づき、森林・林業基本計画を策定します。

森林・林業基本計画では、森林・林業の基本施策に関する基本的な方針等を定めることになってございます。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画を立てます。

全国森林計画では、全国的な視点での、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。

次に、都道府県知事は、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区ごとに地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。

地域森林計画では、全国で158の森林計画区が定められており、計画区ごとに森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標や、市町村森林整備計画で定められる森林施業やゾーニング等に関する指針を定めます。

次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林のゾーニング、森林施業の方法、路網計画などを定めることになっています。

なお、森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理等について計画を策定し、市町村長等の認定を受けるものであります。

森林計画制度につきましては以上のとおりでございます。

林業振興課
計画班長

それでは、ここで和歌山県の森林計画区について簡単にご説明させていただきます

資料の2ページにもありますように、本県には、紀北、紀中、紀南の3つの森林計画区が定められています。

各計画区の範囲、資源情報などは表のとおりでございます。

今からご審議いただくのはこれら3地域の計画の一部変更になります。

では、紀北地域森林計画の変更からご説明させていただきます。

資料の3ページ、「紀北地域森林計画の変更について」ご説明させていただきます。

なお、紀北地域森林計画の変更案は35ページから38ページに添付してございます。

今回の地域森林計画の一部変更につきましては、森林法第5条第5項に基づく変更です。

森林法では、「森林の現況や経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる」と規定されてございます。

今回の変更箇所は「計画の対象とする森林区域」と「林道の開設又は拡張に関する計画」の2項目でございます。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容でございます。

市町村別の森林面積の変更については、(1)の①に載せています。

- ・和歌山市は、縮小が4箇所、面積42haの減となります。
 - ・海南市は、縮小が3箇所ですが、四捨五入の関係で1ha未満のため増減なしの「0」となります。
 - ・橋本市は、縮小が10箇所、面積4haの減となります。
 - ・紀の川市は、縮小が2箇所、面積28haの減となります。
 - ・岩出市は、縮小が2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
 - ・紀美野町は、拡大が2箇所、面積28haの増となります。
- 今回の変更で、紀北の計画対象の森林面積は全体で46ha

林業振興課
計画班長

の減少となります。

次に、今回の森林面積変更の概要ですが、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所を図面を資料の5ページ以降に添付させていただいております。

個々の詳細な説明につきましては、事前に資料をお送りさせていただいておりますので、割愛させていただきますが、番号1は和歌山市の太陽光発電事業所造成の完了に伴う森林からの除外で、平成28年度の森林審議会において林地開発許可についてお諮りした案件でございます。番号2は和歌山市の京奈和自動車道開設工事の完了に伴う森林からの除外となっております。

5ページ以降に図面と現地の写真を添付させていただいております。

また、11ページ、12ページには、紀の川市と紀美野町の地籍調査結果に基づく森林区域の増減に関する図面を添付させていただいております。

次に「林道の開設又は拡張に関する計画」についてご説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

今回は紀美野町における林道毛原勝谷線、毛原下滝ノ川線の拡張に関する変更でございます。

毛原勝谷線は計画延長の増と実施時期の変更、毛原下滝ノ川線は実施時期の変更を行うものでございます。

これら林道の位置等につきましては13ページから14ページのとおりでございます。

紀北地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

続きまして、紀中地域森林計画の変更についてご説明させていただきます。

資料の15ページ、「紀中地域森林計画の変更について」ご説明させていただきます。

なお、紀中地域森林計画の変更案は39ページから42ページに添付してございます。

紀中地域森林計画の変更箇所は、「計画の対象とする森林区域」と「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の2項目でございます。

なお、「要整備森林」とは、間伐などの手入れが遅れていることにより、水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能が低下している保安林について、農林水産大臣が特定保安林に指定する制度です。この特定保安林のうち、早急に整備が必要な森林について、都道府県知事が要整備森林に指定し、施業を進めるものでございます。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、紀北計画と同様で、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容でございます。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

・御坊市は、縮小が1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

・広川町は、縮小が3箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

・みなべ町は、縮小が1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

・日高川町は、拡大が2箇所、縮小が5箇所、差し引きにより面積1haの減となります。

今回の変更で、紀中の計画対象の森林面積は全体で1haの減少となります。

なお、事前に配布しました資料の表中の日高川町の変更後の面積および総計面積の数値に間違いがありましたので、本資料をもって訂正させていただきます。

また、今回の変更において、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所はございませんが、主に太陽光発電事業用地と工事用地の造成でございます。

次に、「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」についてですが、令和元年9月に特定保安林に指定されました有田川町の僧野谷地区における水源かん養保安林13.14haについて、令和3年度末までに間伐を行うこととされています。

位置等につきましては、16ページから18ページのとおりでございます。

林業振興課
計画班長

紀中地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

続きまして、紀南地域森林計画の変更について説明させていただきます。

資料の19ページ、「紀南地域森林計画の変更について」ご説明させていただきます。

なお、紀南地域森林計画の変更案は43ページから47ページに添付してございます。

紀南地域森林計画の変更箇所は、「計画の対象とする森林区域」、「林道の開設又は拡張に関する計画」、「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の3項目でございます。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の2地域の計画と同様で、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容でございます。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

・田辺市は、拡大が6箇所、縮小が5箇所、差し引きにより面積13haの増となります。

・白浜町は、拡大が1箇所、面積2haの増となります。

・上富田町は、縮小が1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

・すさみ町は、縮小が1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

・那智勝浦町は、縮小が1箇所、面積1haの減となります。

・太地町は、縮小が1箇所、面積1haの減となります。

・北山村は、拡大が1箇所、面積17haの増となります。

・串本町は、縮小が2箇所、面積3haの減となります。

今回の変更で、紀南の計画対象の森林面積は全体で27haの増となります。

なお、事前に配布しました資料の表中の総計欄の増減の数値に間違いがありましたので、本資料をもって訂正させていただきます。

林業振興課
計画班長

次に、今回の森林面積変更の概要ですが、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所の図面を資料の21ページ以降に添付させていただいております。

番号1は田辺市の国道371号改修工事完了に伴う森林からの除外、番号2は串本町の太陽光発電事業所造成完了に伴う森林からの除外で、平成30年度の森林審議会において開発許可の事後報告を行った案件となっております。

また、27ページ、28ページには参考として、北山村の森林区域の拡大に関する図面を添付しています。

次に、「林道の開設又は拡張に関する計画」について説明させていただきます。

資料の20ページをご覧ください。

今回は田辺市における林道桧葉曲川線、林業専用道皆地線の開設に関する変更です。

桧葉曲川線は計画延長の増と実施時期の変更、皆地線は計画延長の変更を行うものでございます。

これら林道の位置等につきましては29ページから30ページのとおりでございます。

次に、「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」についてですが、平成31年2月に特定保安林に指定されました田辺市の東ノ川における水源かん養保安林3.44haについて、令和2年度末までに間伐を行うこととしています。

位置等につきましては、31ページから33ページのとおりでございます。

紀南地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

なお、紀北、紀中、紀南3地域の地域森林計画の変更案につきましては、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和元年11月8日から12月2日まで縦覧に供しましたが、意見等は寄せられておりません。

また、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意見照会を行いました。意見等は寄せられておりませんので、その旨報告します。

以上が変更の内容でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

議 長

【質 疑】

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の ■■■ 委員、

■■■ 委員、

■■■ 委員、

■■■ 委員、

■■■ 委員 からご意見はいただいております。

委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませんか。

■■■ 委員

森林面積の増減に関しては、増減の状態を確認するという行為だけですか。増減に関して何か縛りとか、方向性とか、規制とか、そういうものがあるのでしょうか。

森林整備課
計画班長

森林面積についてですが、減につきましては林地開発許可案件を森林審議会でご審議いただいて県の方で許可を出します。その工事が完了した後に森林から除外していくものでございます。

議 長

以前審議したものが完了し、それを県で検査をする。その結果を森林計画というものに反映させるということによろしいですか。

■■■ 委員

それは個々の許可ということで、これとこれを合わせて何ヘクタール減ったという話で、それが何ヘクタールまで認めるとか、どれだけ増やしていくとか、和歌山としては何年までにこれだけ増やそうとか、これ以上減らすのは規制しようとか、そういうための資料ではないのですか。

林業振興課長

5条森林と言いまして地域森林計画の対象森林、この5条森林が林地開発許可の対象森林になります。それで許可をして完了したところは、きちんと県の方で完了確認をし、森林から森林以外のものに転用された部分を地域森林計画の区域から除くということだけであって、総量として年間どれだけだったら除いても良いとか、そういうものではないです。

委員

ここは開発しても良い範囲の森林ですか。

林業振興課長

そうです。

委員

極端な話、全部が森林でなくなっても良いということですか。

林業振興課長

極端に言えばですね。その代わり1ヘクタール以上を森林から除外する場合には、それ以前に林地開発許可が必要ですので、森林審議会においてご審議いただくこととなります。

委員

それは個別の案件で、森林面積の増減に関して審議している訳ではないように思いますが。

委員

地域森林計画は、この10年間でこういうことをしましよと、その中で紀中地域ではこういう変更があったので、これを公にしましよとというのが、今回の森林審議会で審議することで、特に森林面積を何ヘクタールにしないではいけないとか、何ヘクタール減ったからだめだとか、そういうことではないと思います。

林業振興課
計画班長

地域森林計画の面積を、この面積にしましよという計画は特にありません。計画面積を国の方に報告していますが、地域森林計画の中では乱暴な開発がされないように区域を設定しているものであって、面積を何ヘクタール減とか、何ヘクタール増やすとかの計画ではなく、その区域を森林として守って行きましよということになります。

委員

4ページの表の紀美野町の毛原勝谷線の備考欄に延長及び実施時期の変更とあります。13ページの方に地図がありまして、これには拡張と記載されています。この地図を見ますと紀美野町の文字の右側にお寺のマークがありますけれども、この辺りに県指定のカヤの天然記念物があったと思いますが、拡張は天然記念物に配慮されていますか。

林業振興課
計画班長

毛原勝谷線の改良につきましては、拡張と記載してありますけれども基本的には路網の舗装工事をするということで、既に舗装はされていますが、損傷が激しいようございまして、もっと広く整備したいということで、800mであった延長を延ばすのと早く実施したいということです。■■■■委員仰せの天然記念物につきましては、町において注意をして工事が進められることとなります。

議 長

要整備森林の指定というものがあつたと思いますが、写真が載っていますが過密な林分で間伐しなさいということですが、県内には、ここに限らずあると思いますが、指定するきっかけは、どういう要因がありますか。

林業振興課
計画班長

要整備森林については荒廃した森林ということで、市町村と連携して現地調査や地元の話聞きながら、著しく荒廃しているという報告をいただいて、それを特定保安林に指定します。その中で局所に荒廃が著しいということで要整備森林に指定をし、その森林所有者に施業を促していくこととなります。

議 長

地元の市町村と摺り合わせた上でということですね。

林業振興課
計画班長

そうなります。

■■■■委員

特定保安林の指定は随時されるのですか。

林業振興課
計画班長

特定保安林の指定は随時しています。森林審議会でご審議いただいて、県が要整備森林を指定することとなります。

■■■■委員

例えば20ページの田辺市東ノ川の要整備森林の指定ですが、市町村との情報交換の中で一番荒廃しているということだと思いますけれども、一番荒廃しているという具体的な根拠はありますか。

林業振興課
計画班長

根拠となりますのは、森林の中に入って立木本数であったり過密しているところ、下草がどれだけ生えているか、そういうものの評価をしてエリアを指定しています。過去に施業をされているかどうかというところもあります。

委員

数量化されたデータはあるということですか。

林業振興課
計画班長

そうなります。

委員

これは水源かん養保安林になっている部分ですよ。そうすると、そういう所を見回って、ここは荒れているということで、ピックアップをして調べて、持ち主は誰とか、そういう所を自分でしない人は市町村でしましょうということになる訳ですよ。そうするとこれは、言ってみたら私の私有林であっても水源かん養保安林になっているところがある訳で、私の私有林でしていない所で、あなたの所はこういうことになったから何月何日までに間伐しなさいという訳ですか。

林業振興課
計画班長

そうなります。

委員

期限までに完了するのですか。

林業振興課
計画班長

基本的には森林所有者に間伐をやっていただく、それには当然補助金も活用できますので、そういうものを活用して森林を整備していただくこととなります。

委員

この制度はいつからですか。

委員

元々は保安林整備臨時措置法にあった制度です。

森林・林業
局長

通常、保安林である場合には治山事業で本数調整伐ということで県が実施できますが、それだけでは全てを整備することができませんので、森林所有者の方にも保安林の整備をしていただくという考え方のもとで要整備森林という制度を創って、計画班長が申しあげましたように所有者の方に整備をしていただ

| | |
|---------------|---|
| 森林・林業 局長 | く、かなり以前からある制度でございます。 |
| ■ 委員 | 今までトラブルは起こっていませんか。 |
| 林業振興課 計画班長 | 今のところ大きなトラブルはありません。 |
| ■ 委員 | 北山村が増えているのは、県の境界が変わったからですか。 |
| 林業振興課 計画班長 | 北山村につきましては、奈良県の下北山村との境界でございます。地域森林計画の区域に入っていなかったところがございます。下北山村と北山村との調整によって和歌山県の地域森林計画に入れたものです。 |
| 議 長 | 他にご意見、ご質問等はございませんか。 |
| | 【採 決】 |
| 議 長 | 無いようでしたら反対意見はありませんでしたので、適当と認めることにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議 長 | それでは「適当と認める」ことにします。 |
| | 【議事2】 |
| 議 長 | 続きまして、「(2) その他(令和元年度「森林経営管理法」等に関する取組について)」に移ります。 それでは、当局から説明をお願いします。 |
| 林業振興課長 | 「令和元年度「森林経営管理法」等に関する取組について」、私の方からご説明させていただきます。 参考-1という資料をご覧ください。 1 ページ目ですが、これにつきましては昨年8月の第1回森林審議会の時にもご説明させていただきましたが、今年度から始まりました森林環境譲与税の県分としまして、一つは林業の担い手の確保・人材の育成といったものに活用しますというこ |

とと、もう一つは市町村への支援ということに活用しますということをご説明させていただきました。本日は今年度の現状についてご説明させていただきます。

都市部での情報発信ということで、大阪とか、東京とか色々な所で情報発信をさせていただきます。それに加えて県の労働政策課であったり、移住定住推進課であったり、そういうところのU・Iターンフェア、又は就労相談会にも積極的に参加をしまして、これまで20回のイベントに参加をさせていただきまして、約100名の方と林業のお話、山村での暮らしのお話をさせていただいているところでございます。

次の林業体感セミナーにつきましては、それも併せて2ページをご覧ください。このような形で東京会場あったり、大阪会場であったりでセミナーやシミュレータなどを使った林業の体感をしていただいているところで、年度末までにあと数回行う予定としてございます。

次に3番の林業事業者とのマッチングにつきましては、わかやま林業労働力確保支援センターの方にハローワーク機能を持たせまして、そこでマッチングをさせようということで、12月末現在で県内の14森林組合と事業体が約20名の求人をしている状況でございます。ちなみにここを通して、又は通常のハローワークを通して、両方を合わせて4月から10月末までに新たに24名の方が新規就労されています。そのうち6名が県外からの方でございます。昨年は1年間で14～5名でしたので、それよりは多くなっていますが、1年間で40名の目標を立てていましたので、まだまだ頑張らなければならないという状況でございます。

次に最先端林業を学べる環境整備ということで、3D計測システムなどは既に林業研修部の方に備え付けて研修に活用しているところでございます。林業研修部の方も令和元年度は3名で研修を行っているところですが、令和2年度の一次では6名の方が合格してございまして、既に二次募集が始まっているところでございます。それには2名の応募があると聞いてございまして、その方々が合格すれば8名になり、定員は10名ですので満たなければ、もう1回募集をすることになるかと思っております。

次の市町村への支援につきましては市町村の森林整備を支援しようということで、航空レーダ測量によるデータを解析して

市町村に提供し情報共有をしようということです。それにつきましては、当初は5か年から6か年は掛かると思っていたのですが、後ほどご説明しますけれども譲与税が来年から倍になるということがございまして、県には1.5倍の譲与税が配分されるということで、これを前倒しして民有林の34万3千ヘクタールを3か年で実施したいと思っております。もう一つは実務研修と巡回アドバイスということで、これにつきましては3ページをご覧いただければ市町村職員の研修を6月から10月まで6回行ってございまして、座学であったり、現地での測量だとか調査の方法の研修を行ったところでございます。巡回指導につきましては、これまでに5回行ってございまして、2月から6回目を行っていくということで、年末に来年度以降の譲与税が多くなるというニュースが入ってきたものですから、この辺も含めて市町村の職員の皆様に、しっかりと調査をして、しっかりと森林整備に繋げるようお願いしようと考えているところでございます。

次の4ページですが、これにつきましては担い手の確保・育成というところも含めて、森林作業員の方々の実際のところを見ていただくということと、技術の向上ももちろんですけれども、安全に対する意識の向上を図っていかなければならないということで、「第1回きのくに伐木チャンピオンシップ」を11月23日、翔龍祭の一部の会場をお借りして開催しました。森林組合、民間事業体、林業研究部の研修生、合わせて12名が参加し、全国チャンピオンシップの5つの競技の中の丸太合せ輪切り競技と枝払い競技の2つを行いました。そういうことをやって、色んなところでの魅力の発信、また普及に努めていきたいと思っております。参加いただきました皆様の反応としましては、「安全作業を再認識するきっかけとなった。」ということであったり、「いつも山の中で仕事をしているので、仕事を家族や友人に見てもらう、知ってもらう良い機会になった。」ということがございました。また、翔龍祭の大会会長である眞砂会長からは「是非、来年も。」とお声がけをいただいているところでございます。

次に7ページを先に説明させていただきたいと思っております。森林環境譲与税の増額ということで、先程から申し上げますように年末の税制改正大綱で来年度から増えるということで、それまでは上の段の全国で200億円、300億円、400、

500ということで段階的に増やしていこうというものでしたが、昨年の台風15号であったり、東日本を中心とした、洪水・氾濫、また倒木による停電、そういうことで森林整備が喫緊に必要なということから前倒しをしてということで、下の段の変更後ということで来年からは400、400、その次500と、令和6年度から満額の600億円ということでの譲与と聞いてございます。そのような中で、県には今年の1.5倍、市町村には2倍が譲与されることとなり、県内の市町村への譲与額は試算ですけれども次の8ページに示してございます。令和6年度から満額ということでございます。最終的には森林整備をきちんとやっていかなければならないということで、今以上の森林整備面積をはっきりと見えるような形で譲与税を活用していくことが重要になると思っております。市町村の皆様と意見交換を行っているところでございます。また、そうしたことを普及・啓発しようということで、2月12日に上富田文化会館におきまして、講演会を開催しようということでございますので、皆様もよろしければご参加をいただければと思っております。

それでは5ページに戻っていただきまして、「新・紀州林業への挑戦」ということで、平成29年度に「森林・林業総合戦略」を策定して取り組んでいるところでございまして、策定当時の木材の生産量18万m³であったものが、昨年の30年次には25万m³まで増えてきたということは以前にもご紹介させていただいたところでございます。それと同時に成長産業化に向けて、増産も含めて、色んな研修会を開催しているところでございます。29年度には、ここにありますように「低コストの省力化プロジェクト研修会」、「森林の適切な管理に向けた研修会」、次の6ページをご覧いただければ30年度には、「安定供給のための研修会」、「バイオマスの適切な利用への研修会」を開催してございます。令和元年度につきましても8月に「再造林・保育の省力化」ということで研修会を開催しまして、11月には「機械化・ICT化による省力化と森林経営の意識改革」ということで上富田町で研修会と新しい機械の展示会などを開催したところでございます。

今のところ先程からも申し上げていますように譲与税であったりとか、森林の成熟に基づいて、山の木を伐って、使って、植えてという循環が必要になってこようかと思っておりますが、いか

林業振興課長

んせん作業員と言いますか、労働力の不足と言いますか、減少しているということがございますので、ICT化など、機械を駆使して省力化に対応しつつ、担い手の確保と育成というところをしっかりとっていく必要があると考えてございます。

森林経営管理制度において譲与税で市町村がやらなければならない所の委託先である意欲と能力のある事業体、県では年末に20の事業体を登録して公表しているところでございます。今後も意欲と能力のある事業体として色んな事業体が増えて、色んな所で活躍していただけるよう施策を推進していければと思っていますところでございます。

私の方からは以上でございます。

【質疑】

議長

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

委員

成長産業化ということですが、木材の輸出に関する取組は成り立たないでしょうか。

林業振興課長

輸出につきましては、全国的に輸出は増えてございます。中国を中心に日本から外国への輸出量は増えてございます。一番増えているのは中国だったんですけれども、若干、米・中の関係で今年度は最終的にどれくらいになるのかは数字を見ないと分からないですけれども増えてはございます。しかしながら和歌山県の材というのは良い材が多く、中国が必要としているのは、どうしても単価が合わないというところがございまして、なかなか出て行きにくいところがあります。その代わり和歌山県の中からも単価の合うような物を集めて中国に輸出をしている方もございます。それから以前は韓国に向けてヒノキが良いということで輸出をしたことがあるんですけれども長続きはしませんでした。中国の方がまだ伸びる感じはあります。和歌山から中国へは新宮港から量はあまり多くないですけれども輸出している実態がございます。

委員

このデータを見ますと輸入材より日本材の方が安くなっていますし、国内の自給率は上げ止まりで、その中で成長産業化を目指そうと思うと、やはり一つの考え方として輸出というものもあると思うので、県としても力を入れていく必要があると思っています。

林業振興課長

もちろん輸出という部分については、注視しなければいけないと思っています。今のところ県内の製材につきましては、他県から買ってきている部分がございますので、その辺をしっかりと県内の製材、6月から稼働しますバイオマス、そういうところにきちんと供給することが第一であって、また、委員仰せのように、その後に向けて増産をさせて輸出も含めた多様な売り先として、そういうものをきちんと注視をしていかなければならないと思っています。

委員

担い手の確保に関するトータルサポートは具体的に今どのような感じなのか教えて下さい。

林業振興課長

トータルサポートにつきましては、今のところ面談会ということで、2番、3番というものを一緒になってやっていますけれども、今までのハローワークでありましたら紙ベースで求人、紙ベースで求職ということで、仕事だけというところがあったんですけれども、特に他所から来る方に労働条件、賃金だけではなくて、住まいや地域情報なども含めたトータルの情報をワンストップで対応することとしています。

委員

住まいを確保する訳ではないんですね。

林業振興課長

住まいにつきましては、以前に緑の雇用定住住宅というものがございまして、そういうものの空き状況でありますとか、もう一つは先程申し上げました県の移住定住推進課の方で各市町村の空き家情報を持ってございますので、そちらの情報も提供しています。

委員

紀州材による集合住宅や宿舎を用意すれば来てくれるのではないですか。

林業振興課長

以前、緑の雇用が華々しかった平成15年、平成16年頃、県内に71戸の紀州材で建てた家がございます。昨年の末で入居率が8割ぐらいで、まだ2割が空いているので地域性はありますが紹介をしているところでございます。それと新たに建てるということで、木材の利用からすれば、課として喉から手が出るほどのことですが、空き家があってということもございすので、そちらを先に活用ということで情報を提供しているところでございます。

議長

是非、森林審議会でそういう意見があったと追い風にして、財政課と戦っていただけたらと思います。

委員

今のトータルサポートで、職と住のサポートということで面談をするということですが、一歩進んで移住定住の方ではしていると思いますが、緑の雇用定住住宅も空いているということなので、そこを利用して、例えば林業の現場を体験するには1日では無理だと思います。そういう時に空き家を利用して、何日かそこで生活ができるような形にして、現場で研修ができるようにしていただければ、やっぱり他所から来る方は、その地域の特色、細かく言えば物価等も気になるところだと思いますし、生活するためにはライフワークとして学校とか、病院等々のことも気になると思いますので、それも十分体験できるように空き家を利用して一週間以上の体験ができるような形にしてもらえればと思います。

林業振興課長

ありがとうございます。県の労確センターの方でも1日体験、4日体験、15日体験というのがございます。そのような中で体験をしていただくということと、委員がおっしゃった、体験時にそうした場所に実際に住まわれてということも良いアイデアだと感じましたので、その辺もうちの課と移住定住であったり、そういうところと相談をさせていただければと思ってございます。

委員

県としてサポートとか、研修会とか開かれているのはよく分かりますけれども、そして、やる気のある事業者さんが20も手を上げてということで、そういうものが実際に活用されて、つまり山林所有者さんへの聞き取りとかは、まだ始まっていないんですね。

林業振興課長

譲与税を使った新しいシステムに関しての山林所有者への聞き取りは進んでいるところは進んでいます。市町村によって早いところと、もう少し時間が掛かるところとございまして、うちからは早く調査なり、意向調査をやって、次のステップである実際の森林整備に繋がるよう指導だとか、困っているところがあれば、こちらに申し付けてくださいと助言しているところとございまして。

委員

小規模な山林を所有している方とお話をするのがあって、自分でしなくてはいけないができないという話で、ここにあるような役所の方から何か聞いてきたとか、お願いしたという話を聞かないので、どこまで進んでいるのかと思ったんです。

林業振興課長

市町村の体制もございまして、若干スピードに差があるように思います。私の知っているところでは、既に調査が来て「お願いします。」とお返ししたという所有者もございまして、「まだ来ない。」という所有者もございまして、そんな状況でございまして。もし何でしたら市町村の方へ「困っている。」と所有者の方から行くのも一つの方法だと思います。

委員

譲与税は単年度ごとに配分されて、例えば積み残しの積み立ては可能ですか。

林業振興課長

だいたいの市町村は基金に積み立てて、それで単年度で使うというのが基本ですが、ここにも書いていますように市町村によって少額のところもございまして。少額のところで毎年、毎年実施しても、そんなに成果が上がらないものですから、2年間、3年間積み立てておいて、それをドンと使う市町村もございまして、実施しても途中で計画どおりに行かない場合、残った部分を基金に積み立てて、翌年以降に実施するということで、他の一般の財源とは別個にしておく必要があります。

委員

これだけの大きなものが入ってきますから使う方も大変だと思いますので、準備も含めて有効に使えるようにと思います。

委員

先程の人の件ですけれども、我々現場の方から見ると、来るのもなかなか大変なんだけれども、来た人が定住しないというのも、もっと大変で、全国のデータだと10年経ったら半分ぐらいになっているのが現状ですから、お金の有効利用として、その辺の固定率を上げるような方策も一つ大事かなと思います。「資格取ったら他の給料の良いところに行ってしまった。」よく聞く話ですけれども、緑の雇用もそうですね。それをどう繋ぎ止めてというところが、何千人も来ているということですが、全国では総人口が減っているのが現状なので、結局増えても、その半分ぐらいは減っていくということなので、実質はあまり増えていないように思います。定着させるというところに重点を置かないと、来てくれたのは良いけれど、言い方は悪いですが、「補助金とか助成だけを貰って、他所に行ってしまった。」ということになります。そこを是非考えていただきたいと思います。

林業振興課長

一番頭の痛いところになってございます。うちの方で調べたところ林業で働いている方の年間収入が約300万円であったものが、昨年は330万円になって、3年で徐々に上がってきており、これを上手に更に上げていって、サラリーも魅力だということもあるでしょうし、また、会社経営をされて、例えば夏の下草刈りは朝5時から行って、7時間、8時間で昼までに帰ってくる、昼からは自由な時間だというようなことで、労働の時間と自分の時間を有効に使って、サラリーとともに時間の有効活用も含めて、そういう働き方を提案して、来ていただいている会社もあります。それぞれが長く居て貰おうとするならば、収入アップということと会社ごとに工夫も必要だと思っております。いずれにしろ定着していただくということが今後の課題だと思っております。

議 長

予定の時間になりましたが、他にございませんか。
無いようでしたら、本件については以上で終わります。
本日の議事は以上です。

本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定により、和歌山県知事に答申します。

知事への答申に関しましては、私にご一任いただけたらと思
いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

議 長

それでは、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがと
うございました。また、会議の進行にご協力をいただきました
ことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

■■■■ 会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局
にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人として
ご指名いただきました、■■■■ 委員と ■■■■ 委員に署
名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしく願い致し
ます。

【閉 会】

司会

以上をもちまして、本日の森林審議會は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いた
だき、ありがとうございました。